三　地域再生計画の区域の範囲　鯖江市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百二十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　飛騨市
二　地域再生計画の名称　地域の自然と文化を活かし、安全で安心して暮らせる町づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　飛騨市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第八十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県及び浜松市
二　地域再生計画の名称　浜松市天竜美林活用促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　浜松市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百二十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百四十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛知県、豊田市及びみよし市
二　地域再生計画の名称　「おいでん」とよた「いいじゃん」みよしまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　豊田市及びみよし市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百二十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第三百十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　甲賀市
二　地域再生計画の名称　里山の自然と人が共生する快適なふるさとまちづくり再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　甲賀市の区域の一部（水口町、甲南町及び信楽町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百二十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百八十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　舞鶴市
二　地域再生計画の名称　舞鶴市「環境にやさしい循環・共生のまち」再生計画～第2期～
三　地域再生計画の区域の範囲　舞鶴市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百二十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第九十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県吉野郡川上村
二　地域再生計画の名称　吉野川水源地の村づくり再生計画Ⅱ
三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県吉野郡川上村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百二十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百四十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県、倉敷市及び井原市並びに岡山県小田郡矢掛町
二　地域再生計画の名称　旧山陽道を軸としたにぎわい再生による地域づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　倉敷市及び井原市並びに岡山県小田郡矢掛町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百二十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第百七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　広島県、三次市及び庄原市
二　地域再生計画の名称　道路ネットワーク構築による備北地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　三次市及び庄原市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百二十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百九十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　広島県及び広島県山県郡北広島町
二　地域再生計画の名称　観光交流施設を核とした広域観光ネットワーク形成等による地域再生計画